10　郵便貯金銀行についての銀行法等の特例及び郵便保険会社についての保険業法等の特例

郵便貯金銀行及び郵便保険会社については、日本郵政株式会社がそれぞれの会社の株式の二分の一以上を処分した日以後は、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を必要とする業務の制限に関する規定を適用せず、内閣総理大臣及び総務大臣への届出により業務を行うことができるようにすることとした。（第一一〇条の二及び第一三八条の二関係）

11　その他

所要の規定の整備を行うこととした。

二　日本郵政株式会社法の一部改正（第二条関係）

1　会社の目的

日本郵政株式会社は、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有し、日本郵便株式会社の経営管理を行うこと及び日本郵便株式会社の業務の支援を行うことを目的とする株式会社とすることとした。（第一条関係）

2　業務の範囲

日本郵政株式会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとすることとした。（第四条関係）

(1)　日本郵便株式会社が発行する株式の引受け及び保有

(2)　日本郵便株式会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保

(3)　日本郵便株式会社の株主としての権利の行使等

3　責務

日本郵政株式会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有することとした。（第五条関係）

4　日本郵便株式会社の株式の保有

日本郵政株式会社は、常時、日本郵便株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならないこととした。（第六条関係）

5　情報の公表

日本郵政株式会社は、その経営の状況に関する情報等を公表しなければならないこととした。（第一六条関係）

6　業務の特例

日本郵政株式会社は、当分の間、2の業務のほか、公社から承継した旧郵便貯金法第四条第一項の施設及び旧簡易生命保険法第一〇一条第一項の施設の運営又は管理の業務を行うことができることとした。（附則第二条関係）

7　政府保有の株式の処分

政府は、その保有する日本郵政株式会社の株式（政府が常時保有していなければならない日本郵政株式会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を除く。）については、できる限り早期に処分するものとすることとした。（附則第三条関係）

8　その他

社会・地域貢献基金に係る制度を廃止するほか、所要の規定の整備を行うこととした。

三　郵便局株式会社法の一部改正（第三条関係）

1　題名の改正

題名を「日本郵便株式会社法」に改めることとした。

2　会社の目的

日本郵便株式会社は、郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務並びに郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする株式会社とすることとした。（第一条関係）

3　定義

次の定義規定を設けることとした。（第二条関係）

(1)　「郵便窓口業務」とは、簡易郵便局法第二条に規定する郵便窓口業務（郵便物の引受け、郵便物の交付及び郵便切手類の販売等）をいう。

(2)　「銀行窓口業務」とは、日本郵便株式会社と「銀行窓口業務契約」を締結する銀行（関連銀行）を所属銀行とする銀行代理業（預金等の受入れ及び為替取引に係るものであって、総務省令で定めるものに限る。）をいう。

(3)　「保険窓口業務」とは、日本郵便株式会社と「保険窓口業務契約」を締結する生命保険会社（関連保険会社）を所属保険会社等とする保険募集及び当該関連保険会社の事務の代行（生命保険に係るものであって、総務省令で定めるものに限る。）をいう。

(4)　「郵便局」とは、日本郵便株式会社の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うものをいう。

4　業務の範囲

㈠　日本郵便株式会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとすることとした。（第四条第一項関係）

(1)　郵便法の規定により行う郵便の業務

(2)　銀行窓口業務

(3)　(2)の業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う業務

(4)　保険窓口業務

(5)　(4)の業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するために行う業務

(6)　国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

(7)　(1)～(6)の業務に附帯する業務

㈡　日本郵便株式会社は、㈠のほか、会社の目的を達成するため、次の業務を営むことができることとした。（第四条第二項関係）

(1)　お年玉付郵便葉書等及び寄附金付郵便葉書等の発行

(2)　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に規定する郵便局取扱事務に係る業務

(3)　(2)のほか、郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

(4)　(1)～(3)の業務に附帯する業務

㈢　日本郵便株式会社は、㈠及び㈡の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、これらの業務以外の業務を営むことができることとした。（第四条第三項関係）

㈣　日本郵便株式会社は、㈡(3)及び㈢の業務を営もうとするときは、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならないこととした。（第四条第四項関係）

5　責務

日本郵便株式会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有することとした。（第五条関係）

6　郵便局の設置の届出

日本郵便株式会社は、業務開始の際、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならないこととした。（第六条第二項関係）

(1)　郵便局の名称及び所在地

(2)　日本郵便株式会社の営業所であって、郵便窓口業務を行うもののうち、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものの名称及び所在地